

基本規程改正

加筆: _____ 修正: _____ 削除: _____

現行	改正	備考
<p style="text-align: center;">第7章 審判 第2節 審判員等の資格</p> <p>第136～138条 <略></p> <p>第139条〔資格認定における除外事由〕 次に掲げる者については審判員としての資格認定はできない。なお、第1号に定める年齢は当該年度開始日の前日（3月31日）現在の年齢とする。 (1) <u>4級審判員およびフットサル4級審判員については加盟チーム第4種の年齢に該当する者、3級審判員およびフットサル3級審判員については加盟チーム第3種以下の年齢に該当する者</u> (2) <u>その他審判活動の遂行に支障があると認められる者</u></p> <p>第140～148条 <略></p> <p style="text-align: center;">第6節 審判指導者の資格</p> <p>第149～150条 <略></p> <p>第151条〔資格の認定〕 ① S級および1級審判インストラクターの資格は、そ</p>	<p style="text-align: center;">第7章 審判 第2節 審判員等の資格</p> <p>第136～138条 <略></p> <p>第139条〔資格認定における除外事由〕 <u>審判活動の遂行に支障があると認められる者に審判資格を認定することはできない。</u></p> <p>第140～148条 <略></p> <p style="text-align: center;">第6節 審判指導者の資格</p> <p>第149～150条 <略></p> <p>第151条〔資格の認定〕 ① S級および1級審判インストラクターの資格は、そ</p>	<p style="text-align: center;">年齢制限を撤廃</p>

<p>れぞれ本協会主催のS級または1級審判インストラクター認定審査会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。</p> <p><u>S級および1級審判インストラクター認定審査基準は、本協会審判委員会が定める。</u></p> <p>② 2級、<u>3級審判インストラクターの資格は、それぞれ地域サッカー協会または都道府県サッカー協会が、それぞれの協会が主催する認定審査会または講習会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。</u></p> <p><u>各級の審判員認定審査会の参加基準については、本協会審判委員会が定める。</u></p> <p>③ フットサル1級審判インストラクターの資格は、本協会主催のフットサル1級審判インストラクター認定講習会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。</p>	<p>れぞれ本協会主催のS級または1級審判インストラクター認定審査会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。</p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>② 2級審判インストラクターの資格は、<u>地域サッカー協会主催の2級審判インストラクター認定審査会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>③ <u>3級審判インストラクターの資格は、都道府県サッカー協会主催の3級審判インストラクター認定審査会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。</u></p> <p>④ フットサル1級審判インストラクターの資格は、本協会主催のフットサル1級審判インストラクター認定講習会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。</p>	<p>3～S級審判インストラクター認定基準を本協会審判委員会が統一的に定めることについて第7項に規定</p> <p>2級審判インストラクターになるための資格要件を明確化 3～S級審判インストラクター認定基準を本協会審判委員会が統一的に定めることとし、その旨を第7項に規定</p> <p>3級審判インストラクターになるための資格要件を明確化 また3～S級審判インストラクター認定基準を本協会審判委員会が統一的に定めることとし、その旨を第7項に規定</p> <p>(サッカー) 審判インストラクターとフットサル審判インストラクターの認定資格条件の表記を同じくする</p>
--	--	---

<p>資格条件は次のとおりとする。</p> <p>(1) フットサル1級審判員あるいは1級審判員として5年以上の経験を有する者</p> <p>(2) 本協会審判委員会が特に推薦する者</p> <p>(3) フットサル2級審判インストラクターとして5年以上の経験を有し、地域協会審判委員会の推薦を得た者</p> <p>④ フットサル2級審判インストラクターの資格は、地域協会が本協会審判委員会作成の認定カリキュラムをもとに主催するフットサル2級審判インストラクター講習会を経て、適格と認められた者に対して本協会が認定する。</p>	<p style="text-align: center;">< 削 徐 ></p> <p>⑤ フットサル2級審判インストラクターの資格は、地域サッカー協会主催のフットサル2級審判インストラクター認定講習会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。</p>	<p>および項番号の1つ繰り上げ</p> <p>フットサル2級審判インストラクターの認定講習会主催方法及び認定資格条件の表記を（サッカー）審判インストラクターの認定資格条件の表記を同じくする</p> <p>および項番号の1つ繰り上げ</p>
<p>資格条件は次のとおりとする。</p> <p>(1) フットサル2級審判員あるいは2級審判員として5年以上の経験を有する者</p> <p>(2) 地域協会審判委員会が特に推薦する者</p> <p>(3) フットサル3級審判インストラクターとして5年以上の経験を有し、都道府県協会審判委員会の推薦を得た者</p> <p>⑤ フットサル3級審判インストラクターの資格は、地域協会が本協会審判委員会作成の認定カリキュラムをもとに主催するフットサル3級審判インストラクター講習会を経て、適格と認められた者に対して本協会が認定する。</p> <p>資格条件は次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">< 削 徐 ></p> <p>⑥ フットサル3級審判インストラクターの資格は、都道府県サッカー協会主催のフットサル3級審判インストラクター認定講習会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。</p>	<p>フットサル3級審判インストラクターの認定講習会主催方法及び認定資格条件の表記を（サッカー）審判インストラクターの認定資格条件の表記を同じくする</p>

<p><u>(1) フットサル3級審判員あるいは3級審判員として5年以上の経験を有する者</u></p> <p><u>(2) 都道府県協会審判委員会が特に推薦する者</u></p> <p>⑥ 審判指導者等が所定の義務を著しく怠った場合には、該当するその審判指導者等の審査協会は、当該協会の審判委員会の審議を経て、本協会がその審判指導者等の降級を行うことができる。</p> <p>⑦ 第2項、第3項、第5項、<u>第7項</u>の規定にかかわらず、本協会は、2級、3級の審判インストラクターおよびフットサル審判インストラクターの資格認定または降級を行うことができる。</p> <p>⑧ 前各項の規定にかかわらず、本協会は、外国で審判指導者等の資格を取得した者については、その技能により適切な各級審判インストラクターまたはフットサル審判インストラクターの資格を適宜認定することができる。</p>	<p>⑦ <u>審判インストラクター及びフットサル審判インストラクターの認定審査基準は、本協会審判委員会が定める。</u></p> <p>⑧ 審判指導者等が所定の義務を著しく怠った場合には、該当するその審判指導者等の審査協会は、当該協会の審判委員会の審議を経て、本協会がその審判指導者等の降級を行うことができる。</p> <p>⑨ 第2項、第3項、第5項<u>および第6項</u>の規定にかかわらず、本協会は、2級、3級の審判インストラクターおよびフットサル審判インストラクターの資格認定または降級を行うことができる。</p> <p>⑩ 前各項の規定にかかわらず、本協会は、外国で審判指導者等の資格を取得した者については、その技能により適切な各級審判インストラクターまたはフットサル審判インストラクターの資格を適宜認定することができる。</p>	<p>および項番号の1つ繰り上げ</p> <p>審判インストラクターおよびフットサル審判インストラクターの認定基準を本協会審判委員会が統一的に定めることについて規定 並びに項番号の2つ繰り上げ</p> <p>項番号の2つ繰り上げ</p> <p>項番号の変更および表記の訂正 並びに項番号の2つ繰り上げ</p> <p>項番号の2つ繰り上げ</p>
---	--	--

<p>第151条の2 <略></p> <p>第151条の3〔資格認定における除外理由〕 <u>次に掲げる者については、審判指導者としての資格認定はできない。なお、第1号に定める年齢は当該年度開始日の前日（3月31日）現在の年齢とする。</u> <u>(1) 3級審判インストラクターおよびフットサル3級インストラクターについては20歳未満の者</u> <u>(2) その他審判指導の遂行に支障があると認められる者</u></p>	<p>第151条の2 <略></p> <p>第151条の3〔資格認定における除外事由〕 <u>審判活動の遂行に支障があると認められる者に審判資格を認定することはできない。</u></p>	<p>年齢制限を撤廃</p>
<p>[別紙 1] 競技および競技会における懲罰基準</p> <p>●<u>3-2. 偽造・変造した選手証、監督証またはその他の文書を行使した場合</u> <u>罰則：12ヶ月の出場停止</u></p>	<p>[別紙 1] 競技および競技会における懲罰基準</p> <p>●<u>3-2-1. 公文書の偽造・変造</u> <u>サッカーに関連して、公文書（住民票、パスポートなど。選手証はこれに該当しない）を偽造・変造した場合</u> <u>罰則：最低12ヶ月のサッカー関連活動の停止</u></p> <p>●<u>3-2-2. 選手証等の偽造・変造</u> <u>選手証、メンバー表、その他選手の出場資格に関する文書を偽造または変造した場合</u> <u>罰則：処分決定日から1ヶ月の出場停止</u></p>	<p>文書の偽造行為について、公文書の場合とそれ以外（選手証など）の場合を明確に区別した。その上で、公文書の偽造については重い処分を科すものとし、選手証等の偽造については12か月から1か月に軽減した。</p>

● 3-3. 未登録の選手を公式試合に出場させた場合
罰則：12ヶ月の出場停止

● 3-3. 出場資格の無い選手の公式試合への不正出場(未
遂を含む)

出場させた者：

処分決定日から1ヶ月の出場停止

出場した選手(本協会の登録選手の場合のみ)：

処分決定日から1ヶ月の出場停止

チーム：

得点を3対0として負け試合扱いとする(ただし、
すでに獲得された得失点差の方が大きい場合に
は、大きい方を有効とする)。なお、得点または勝
ち点の減点または無効処分については、年度当初
の競技会規程で別途定めることができる。

出場資格の無い選手の公式試合への不正出場について、チームに対する懲罰を科すこととした。一方、個人に対する懲罰は軽減した。